

第1問 答案用紙<1>

(監査論)

問題 1

監査基準における正当な注意と懐疑心の間には、監査という業務の性格上、監査人が正当な注意を行使する中で、監査計画の策定から、その実施、監査証拠の評価、意見の形成に至るまで、財務諸表に重要な虚偽の表示が存在する虞に常に注意を払うことを求めるとの観点から、職業的懐疑心を保持すべきことが特に強調されているという関係がある。

問題 2

財務諸表利用者は、財務諸表監査に対して、財務諸表を自らの経済的意思決定に利用することができるかどうかの判断の根拠となることを期待している。すなわち、監査人には、財務諸表の適正性に対して一定水準以上の保証を付すという財務諸表監査の社会的信頼性を確保することが求められているのである。そして、財務諸表監査の社会的信頼性を確保するためには、監査人による一定水準以上の監査の実施が必要であり、監査人が正当な注意を払って監査を実施することによって達成することが可能となる。監査人の正当な注意は、監査計画、その実施及び監査報告のすべての段階において行使することが求められるものであり、実施基準や報告基準、さらには、各種の実務指針などに具体化され、一定水準以上の監査の実施を担保し、財務諸表監査の社会的信頼性を確保するために必須のものであると考えられる。

第1問 答案用紙<2>
(監査論)

問題 3

方策：専門能力の向上と実務経験等から得られる知識の蓄積

正当な注意の行使を確保するため、継続的専門研修制度（CPE）などにより専門能力の向上を図り、また、監査事務所内におけるオン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）により、専門能力の向上と実務経験による知識の蓄積を図ることが必要である。

方策：監査の品質管理

正当な注意の行使を確保するため、監査責任者による適時・適切な監査調書の査閲の実施や監査業務に係る審査の実施が必要である。さらに、必要に応じて専門的な見解の問合せを行い、また、監査上の判断の相違が生じた場合には、その解決を図ることが必要である。

問題 4

職業倫理は、公認会計士がその社会的役割を自覚し、自らを律し、かつ、社会の期待に応えられるよう、その職責を果たすために遵守すべきものであり、職業的専門家として求められるすべての行動及び業務に対する姿勢を意味する。特に監査人として遵守すべき行動や判断については、法令、監査基準、日本公認会計士協会の指針等において明文化されているか、あるいは明文化されていないにしても慣行として認識されている。正当な注意の行使とは、最低限、上記の基準等を遵守して監査業務を行うことに他ならないことから、正当な注意と職業倫理との間には密接不可分の関連性があるといわれるのである。他方、関連性はないと考えるとしたときの論拠は、職業倫理を単に倫理的な行動、すなわち、個々の公認会計士の道徳心や心の持ち様の問題と捉え、当該職業倫理と、各種規範に準拠した行動や判断として理解される正当な注意とは、次元の異なる概念であるとするものである。

第2問 答案用紙<1> (監査論)

問題 1

特徴1: 「重要な虚偽表示のリスク」の評価

それまでの監査基準では、固有リスクと統制リスクを個々に評価していたが、両者は、実際には複合的な状態で存在することが多いこと、また、両者が独立して存在する場合でも、それを分けて評価することは必ずしも重要でないこと、及び両者を分けて評価することにこだわるとかえってリスク評価が形式的になること等から、原則として両者を結合した「重要な虚偽表示のリスク」を評価したうえで、発見リスクの水準を決定することとした。

特徴2: 「財務諸表全体レベル」及び「財務諸表項目」の2つのレベルでの評価

財務諸表における重要な虚偽の表示は、経営者の関与等から生ずる可能性が相対的に高くなってきているが、従来のリスク・アプローチでは、監査人は自らの関心を、財務諸表項目に狭めてしまう傾向や、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因の検討が不十分になる傾向があったため、広く財務諸表全体における重要な虚偽の表示を看過しないための対応として「財務諸表全体」及び「財務諸表項目」の2つのレベルで評価することとした。

特徴3: 「特別な検討を必要とするリスク」への対応

会計上の見積りや収益認識等の財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性のある事項、不正の疑いのある取引等の特異な取引等は、監査実施の過程において特別な検討を行う必要があるため、新たに「特別な検討を必要とするリスク」として、それらが財務諸表における重要な虚偽の表示をもたらしていないかを確認するための実証手続の実施、及び必要に応じて内部統制の整備状況の調査や運用状況の評価を実施することとした。

第2問 答案用紙<2>
(監査論)

問題 2

問 1

| |
|-----------------------------------|
| ① 財務諸表全体 |
| ② 財務諸表項目 |
| ③ 経営環境の悪化に起因する不正による重要な虚偽表示の |
| ④ 強い権限を有する経営者による内部統制の無視の |
| ⑤ 経理部門の脆弱性により不適切な財務報告をする |
| ⑥ 取引先の業績悪化により売掛債権の評価が過大となる |
| ⑦ 売上値引を適切な時期に処理しないことにより売上高が過大となる |
| ⑧ 売上原価及びたな卸資産 |
| ⑨ 収益性の低下による簿価切下げがなされず、たな卸資産が過大となる |
| ⑩ 原材料の原価差異が適切に処理されず、売上原価が過小となる |
| ⑪ 特別損失 |
| ⑫ 主力工場の停止による固定資産の減損損失が過小となる |
| ⑬ リストラ関連費用が正しく見積られず過小となる |

問題 2

問 2

特別な検討を必要とするリスクについては、個別に対応する実証手続の計画を立案しなければならない。取引を仮装した架空の売上高が計上されるリスクに対しては、架空売上の計上が期末近くに行われることが多いため、期末日を基準日とした売掛債権の確認、及び期末日近くに計上された売上の出荷記録との突合を計画する。次に、取引先の業績悪化により売掛債権の評価が過大となるリスクに対しては、年齢調べにより滞留売掛債権の有無を調査するとともに、貸倒引当金の計上方法の合理性を確かめるための質問、期末日後の入金口座通帳の閲覧、取引先の直近の財務諸表の閲覧を計画する。さらに、売上値引を適切な時期に処理しないことにより売上高が過大となるリスクについては、販売契約及び出荷条件等の詳細及びそれらの変更に係る付帯契約の有無を確認するために、それらの文書の閲覧及び質問、期末日直後の売上値引に関する証憑突合を計画する。